

# 地籍調査の進め方

## 1.準備

事業計画の策定、住民の皆様への説明会などを行います。



## 2.一筆地調査

一筆ごとの土地について、関係者立ち会いのもと、所有者、地番、地目及び境界の調査を行います。



## 3.地籍測量

一筆ごとの土地について、境界の位置及び面積を測定します。



## 4.成果の閲覧・認証

作成した地籍簿と地籍図の案を皆様に閲覧していただき、誤り等がないか確認していただきます。その後、愛知県知事の認証、国土交通省の承認を受けます。



## 5.法務局へ送付

地籍図・地籍簿の写しを登記所へ送付します。

これにより、登記所において、土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法第14条地図として備え付けられます。